

広域連携 (定住自立圏構想の推進等) について

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課
総務省 自治行政局 市町村課

定住自立圏構想の推進



「定住自立圏構想」の推進（H21～）

- 中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成**する。

定住自立圏構想推進のための地方財政措置

特別交付税

- 包括的財政措置**（中心市：上限8,500万円程度（※）、近隣市町村：上限1,800万円）※措置率0.8
(※) 当該定住自立圏の近隣市町村合計人口・合計面積、近隣市町村数に応じて上限額を調整
- 外部人材の活用に要する経費に対する財政措置（上限700万円／団体）※措置率0.8
- 病診連携等による地域医療の確保に要する経費に対する財政措置（上限800万円／団体）※措置率0.8 等

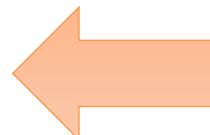
地方債

- 地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

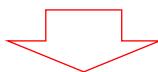
圏域形成に向けた手続



- 人口5万人程度以上
- 昼夜間人口比率1以上
- 原則3大都市圏外 等



②定住自立圏形成協定の締結
中心市と近隣市町村が1対1で、議会の議決を経て締結



③定住自立圏共生ビジョンの策定
圏域の将来像や推進する具体的な取組を記載



近隣市町村



定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して財政措置を講じる。

1. 中心市及び近隣市町村の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）

- ・中心市については、1市当たり年間8,500万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定
- ・近隣市町村については、1市町村当たり年間1,800万を上限 ※中心市・近隣市町村とも措置率0.8

2. 地域活性化事業債の充当

- ・圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当。
(充当率：90%、交付税算入率：30%)

3. 外部人材の活用に対する財政措置 (特別交付税)

- ・圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置 ※措置率0.8

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当(90%)、償還利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資限度及び融資比率の引き上げ
(例：融資比率35%→45%)

5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置(措置率0.8、上限800万円)
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充
措置率0.6→0.8

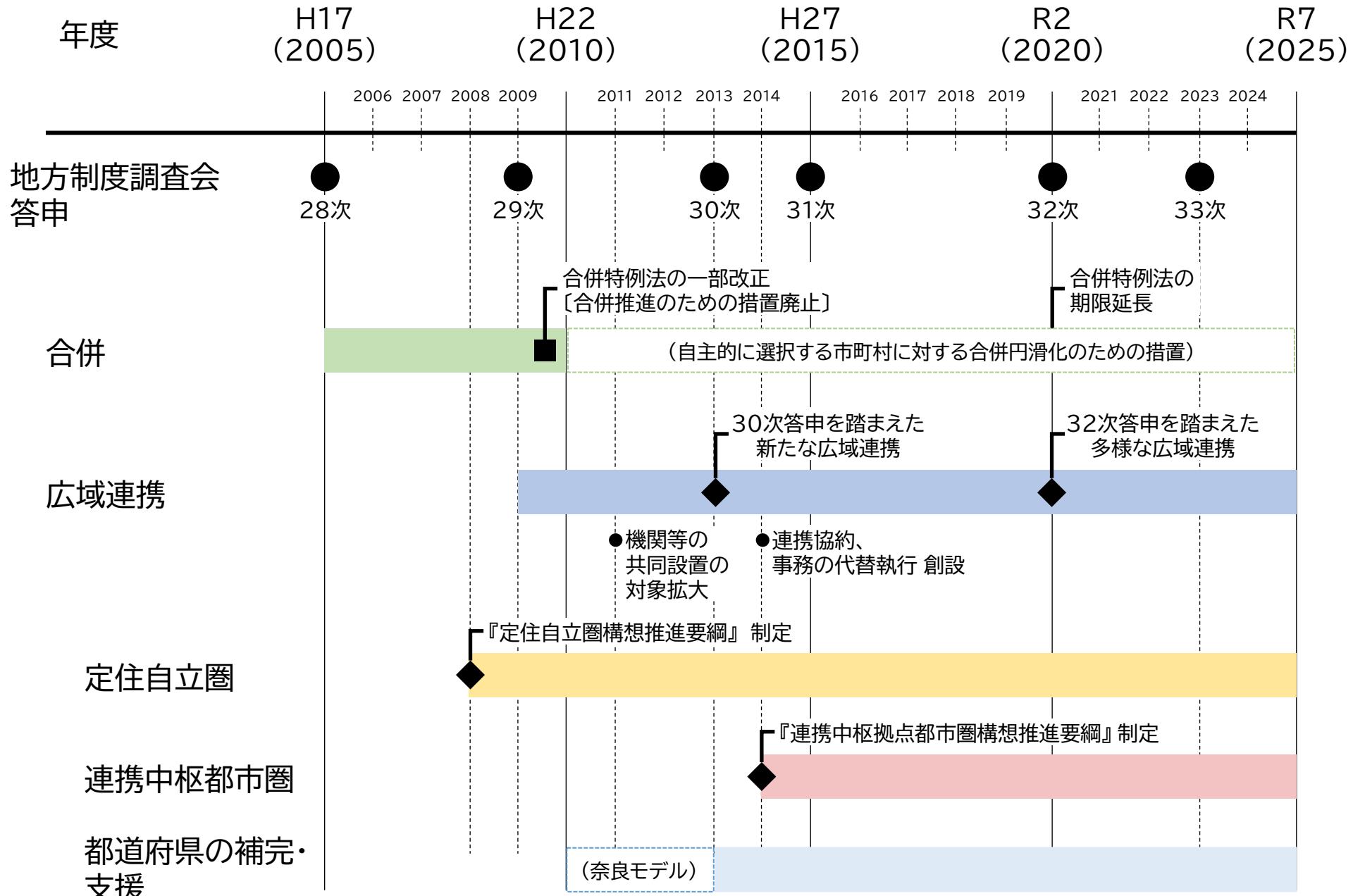
6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能

※このほか、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択もある。

広域連携を取り巻く状況

これまで20年の広域連携の推進の経緯

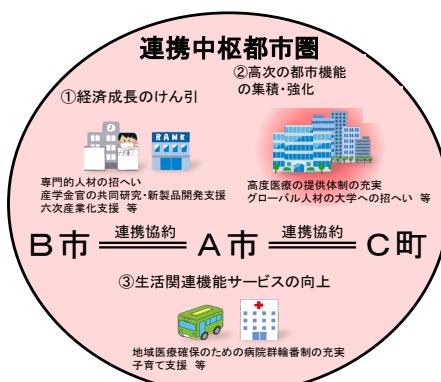


多様な広域連携の推進

- 2040年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等の変化・課題に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えていくためには、各地方公共団体がそれぞれの強みを活かし、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えた連携が重要。
- 今後のインフラの老朽化や専門人材の不足の深刻化に対応するため、長期的な変化・課題の見通しを共有し、広域連携による施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用に取り組むことが効果的。
- 市町村による他の地方公共団体との連携は、地域の実情に応じ、市町村間の広域連携、都道府県による補完・支援など、多様な手法の中から、最も適したものを見つけることが適当。

連携中枢都市圏等

核となる都市(連携中枢都市等)がある地域において、その近隣市町村と連携し、(1)経済成長のけん引、(2)高次都市機能の集積・強化、(3)生活関連機能サービスの向上の取組を進める

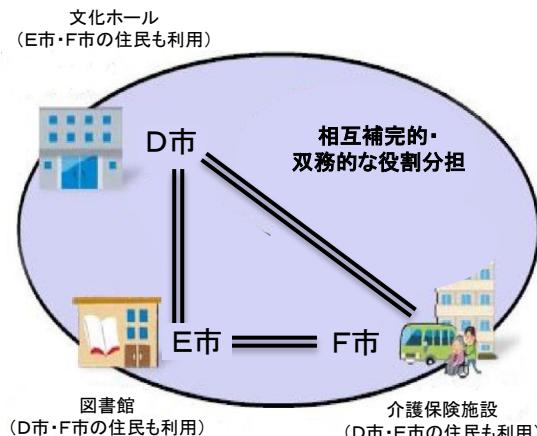


※連携中枢都市圏等:

- ・連携中枢都市圏(指定都市又は中核市かつ昼夜間人口比率おおむね1以上の市を中心とする圏域)
- ・定住自立圏(人口5万程度以上かつ昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)

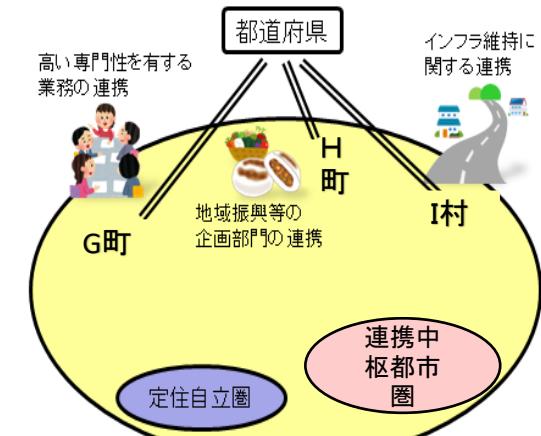
連携中枢都市圏等以外の市町村間の広域連携

核となる都市がない地域や三大都市圏においても、安定的・継続的な広域連携による生活機能の確保等の取組を進める



都道府県による市町村の補完・支援

個々の市町村の規模・能力や市町村間の広域連携の取組状況に応じて、これまで以上にきめ細やかな都道府県による補完・支援を進める



1. 人材不足等の課題

- 生産年齢人口はピーク時から約1,100万人減少し、既に自治体では専門人材（技術職員、デジタル人材等）等の不足が喫緊の課題
 - 団塊ジュニア世代（毎年約200万人出生）の退職によって、今後は一般行政職員を含め人材不足が深刻化

○ 市町村が本来注力すべき事務に注力し、各地域が個性豊かで活力に満ちた分権型社会を実現するため、これまでとは異なる新たな視点で、個別の事務の課題を踏まえた対応や制度の見直しの議論を進めることが必要

2. 事務処理に関する課題と対応

- 対応方策は、事務を減らす、まとめる(水平連携・垂直補完)、 担い手を広げる(民間活用・住民参加)、生産性を高めること
 - 各行政分野(10分野)の個別の事務まで踏み込んで課題を分析し、分野横断的な検討の視点を抽出
 - 今後、この検討の視点を参考に、その他の行政分野も含め、事務処理上の課題分析を行い、対応方策を検討することが必要

＜検討の視点＞

- ①事務量
 - ②事務内容
 - ・事務の性質（企画立案～定型業務）
 - ・国・都道府県・市町村間の事務内容の共通性
 - ③事務処理に必要なリソース
 - ・事務処理に求められる人材の専門性
 - ・事務処理の難しさ、経験・知見の必要性
 - ④その他事務処理のあり方
 - ・対面や実地での事務実施の必要性
 - ・事務処理に当たり踏まえるべき地域の事情・特性
 - ・行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携の必要性

※デジタル技術の活用は、事務のあり方の前提を変え得る。

＜研究会で課題分析のために取り上げた行政分野（10分野）＞

- (福祉) 介護保険、国民健康保険、老人福祉施設、保育
(教育) 小中学校教育 (インフラ) 道路、上下水道 (農業) 鳥獣被害対策
(環境) 地球温暖化対策 (消費者) 消費生活相談

(分析例) 介護サービス事業者の運営指導

- ・中小規模の市町村では事務量が小さくノウハウの蓄積が困難。
 - ・事業者との連絡調整はデジタル化による負担軽減が可能。
 - ・実地検査は数年に一回であり、日常的な実地性は高くない。
 - ・事務処理に当たり広域的な視点が求められるものではない。
 - ・事業者指導については、市町村のほか都道府県も同種の事務を行っている。民間にも事務受託法人が存在する。
⇒ 地域事情に応じ、大都市や都道府県が代わりに行うことや、民間法人に委託することが効果的だと考えられる。

3. 今後の進め方

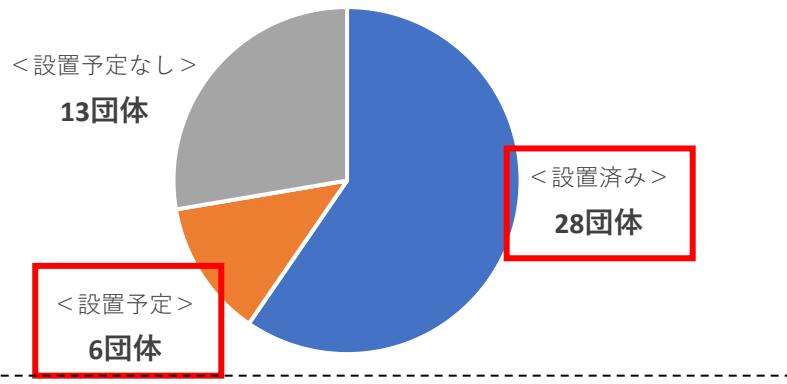
- ▶ 各都道府県が、地域の状況を踏まえ、**市町村の検討を支援**（国としても具体的な対応方策について一定の選択肢を提示）
⇒ 地方の検討状況を踏まえ、制度上対応すべきものについては、**国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直し**

持続研検討状況調査 概要(枠組みの設置状況等)

- ① 検討を行う枠組みを設置している団体は28団体、今後設置予定の団体は6団体であった。
- ② 枠組みの性質として、分野横断的な枠組みを設置している団体は21団体、単一分野の枠組みを設置している団体は11団体であった。(分野横断・單一双方の枠組みを設置する団体は6団体)
- ③ 重点的に検討を行う対応方策については、「広域連携」及び「総合的な検討」が多い傾向にあった。

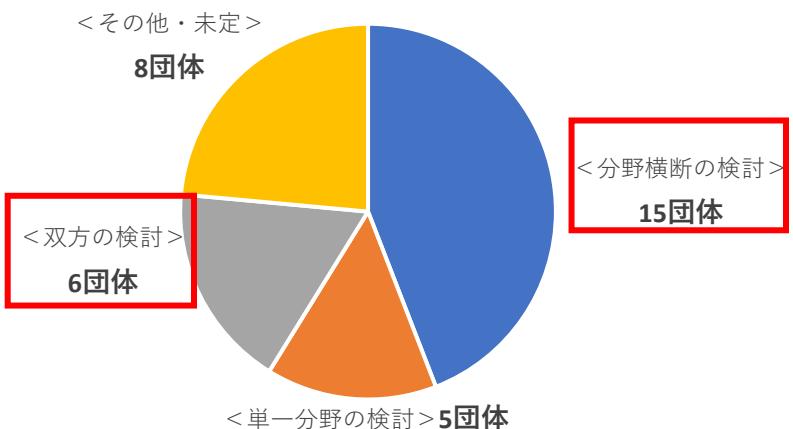
①

枠組みの設置状況



②

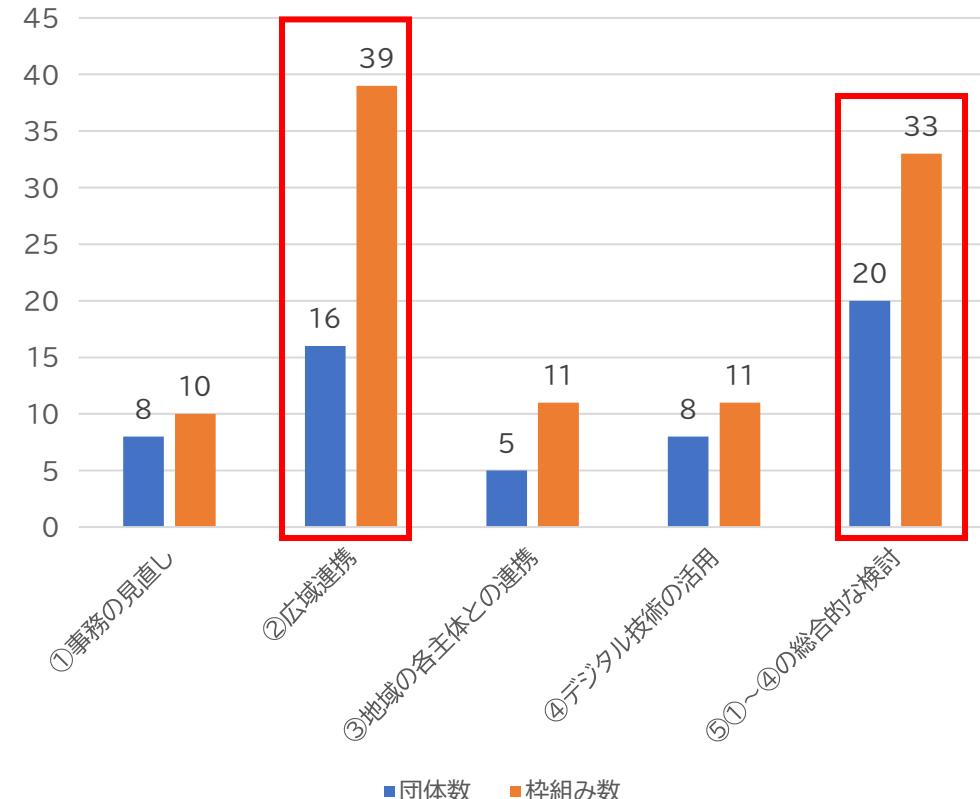
枠組みにおける検討の状況



③

(団体/件)

重点的に検討を行っている・行う予定の対応方策



※対応方策は複数選択可

広域連携モデル構築事業

- 「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書(令和7年6月)」の考え方に基づき、人材不足が深刻化する中、行政サービスの提供を持続可能なものとするため、新しい連携の分野(従来都道府県が補完していない分野など)、新しい連携の方法(都道府県による補完及び市町村間の水平連携の組合せなど)等、これまでにない新しい広域連携を実践する自治体を支援し、全国展開可能なモデルを構築する。

1. 対象事務

- 対象となる事務及び当該事務における新しい役割分担(仮説)を、広く地方自治体及び制度所管府省庁から提案募集
- 新規性や実現可能性等の観点から、総務省において、対象事務を選定

2. 対象団体

- 上記対象事務における「新しい役割分担(仮説)」を、他自治体と連携して、実践する意欲がある都道府県又は市町村
- 当該団体から、実践に向けた進め方を提案
- 当該提案に対し、総務省が、外部の有識者を交えた評価を行い、提案を順位付けした上で選定・採択

3. 採択予定団体数

- 8団体程度

4. 対象経費

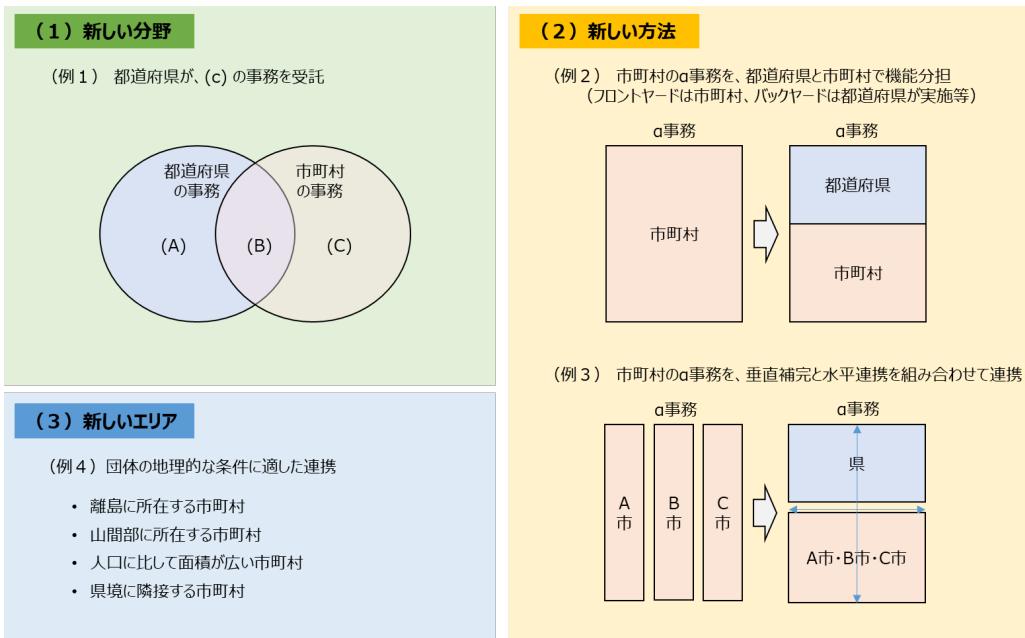
- 実践を伴走支援するための経費
- (例) 協議を行うための会議等の運営経費、調査経費、システム整備費、連携に向けた準備に要するソフト経費

5. 委託金額(10／10)

- 1団体2,000万円を目安とする(提案内容により、合理的な範囲で目安を超えることは可)

6. 求める成果物

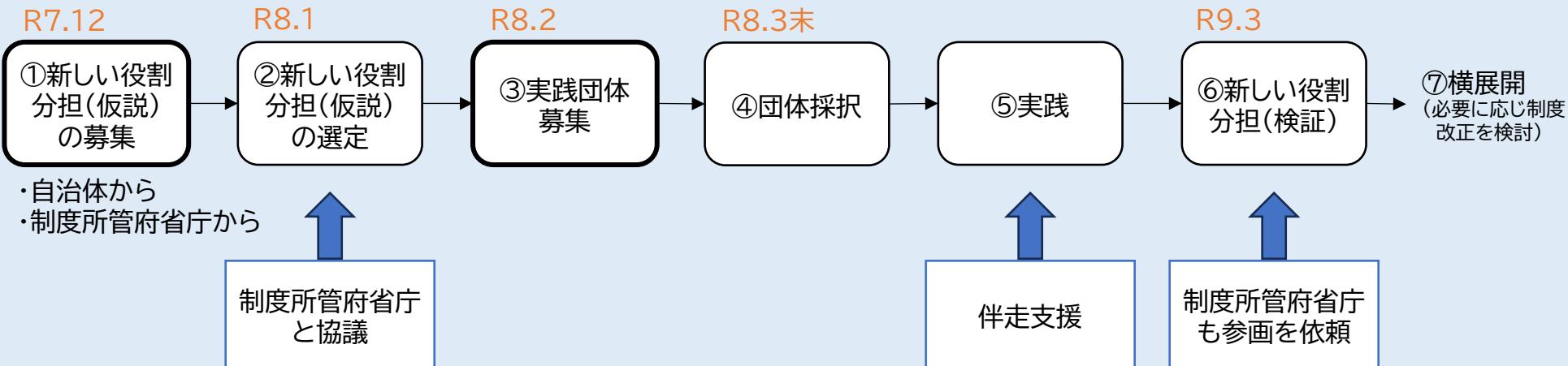
- 新しい役割分担(仮説)に対する検証(効果、課題、課題に対する対応、過程における工夫 等)
- 令和9年3月12日提出厳守



持続可能な行政サービスの提供に向けた広域連携モデル構築事業の進め方

- 本事業は、「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書(令和7年6月)」(以下「報告書」という。)の考え方に基づき、新しい役割分担を具体的に検討。
- 提案募集を2段階で行う。
第1ステップ:特定の事務における新しい役割分担(仮説)の提案募集
第2ステップ:特定の事務における新しい役割分担(仮説)の実践に取り組む団体の募集

【事業の進め方】



1. 取組の内容

- (1) 現状の事務フローと役割分担
- (2) 目指した事務フローと役割分担(新しい役割分担(仮説))
- (3) 取組後の事務フローと役割分担

2. 取組の結果

- (1) 効果(定量／定性)
 - ① 事務の観点(実効性、質の向上等)
 - ② ヒト・時間の観点
 - ③ 力ネの観点
- (2) 課題
 - ① 取組前に想定した課題と取組を通じて明らかになった課題
 - ② 解決した課題とその解決方法
 - ③ 解決できなかった課題と解決への展望

3. 取組のプロセス

- (1) これまでの取組の経緯・進捗
- (2) 1(2)と1(3)が異なる場合は、その理由
- (3) 合意形成のための工夫

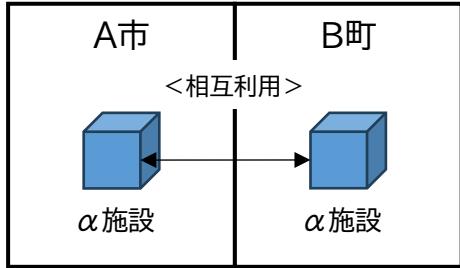
等

広域連携の実践・深化

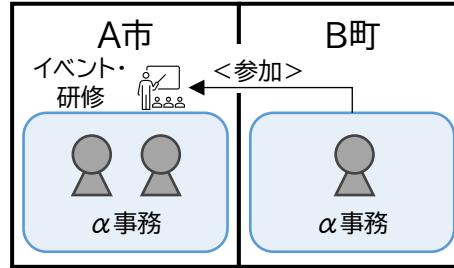
広域連携の実践・深化に向けて～合意形成が困難な課題にも挑戦～

- 人口構造の変化により、今後は、インフラの老朽化や人手不足といった様々な資源制約の更なる深刻化
→ 地方公共団体には、持続可能な形で住民生活を支えていくため、それぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点がますます求められるのではないか。

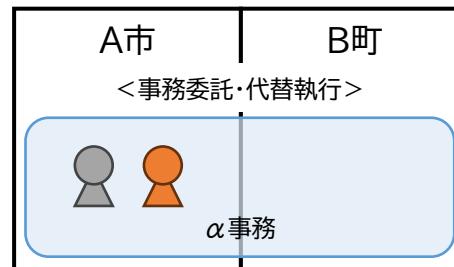
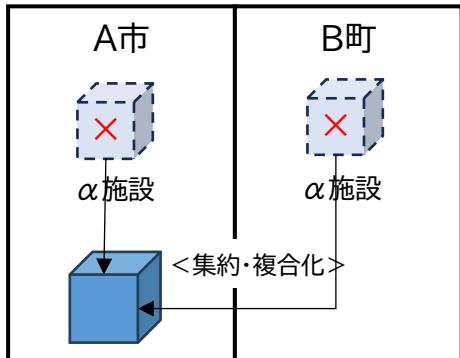
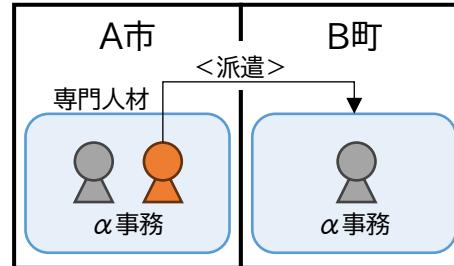
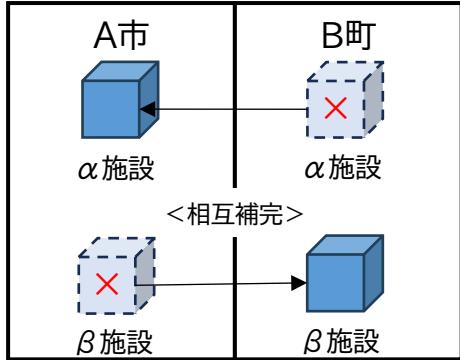
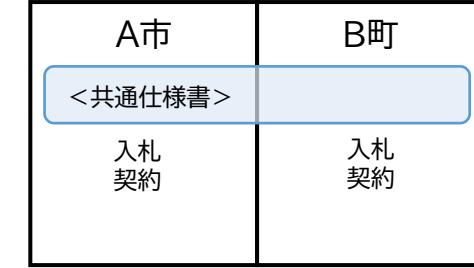
【施設】



【事務や人材】



【システム】



↓
合意形成
がより困難

複数団体による公共施設の集約化・複合化等の推進(令和7年度～)

- 特に取組が進んでいない複数団体による公共施設の集約化等を推進するため、集約化等に向けた調査検討 及び集約化等の円滑化に係る経費に対する特別交付税措置を令和7年度から創設。
- また、集約化等に伴う施設の除却事業を「公共施設等適正管理推進事業債」の対象に追加したほか、国土交通省と連携して集約化の取組を促進。

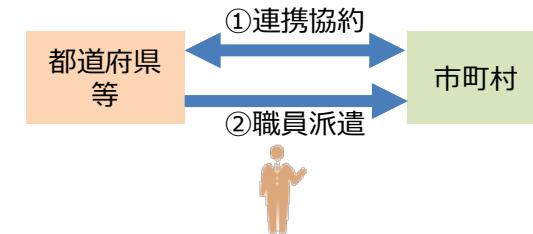
	協議の場の設定 (調査・検討)	新施設の整備	旧施設の除却	集約化等の円滑化			
財政措置等	<p>【新規】特別交付税措置 措置率: 0.5 措置上限額: 500万円</p> <p><対象経費> 複数団体による公共施設の集約化等に向けた調査検討経費 ・施設の利用実態や立地等の調査・分析 ・協議会の開催、有識者の招聘 等</p> <p>※連携中枢都市圏構想推進要綱・定住自立圏構想推進要綱を改正するとともに、広域的な協議の場の設定を促進</p>	<p>公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化事業) 充当率: 90% 交付税措置率: 50%</p> <p><対象> ・複数の施設を集約化・複合化する際に実施する整備事業</p> <p><主な要件> ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの</p> <p>※【新規】都市構造再編集中支援事業(国土交通省R7当初予算)も活用可能 複数市町村により、広域的な立地適正化の方針等を定め、地方自治法に基づく事務の共同処理制度等を活用した上で、広域連携誘導施設を整備する場合(施設の統廃合に伴い廃止された施設の除却等も含む)、連携自治体数×21億円を交付対象事業費の上限として支援(補助率:1/2)</p> <p>◆公道債の要件(延床面積の減少等)を満たす場合</p> <table border="1"> <tr> <td>国庫補助(1/2)</td> <td>交付税措置率 50%</td> <td></td> </tr> </table> <p>⇒国庫補助(50%)、交付税措置(22.5%)を合わせて72.5%</p>	国庫補助(1/2)	交付税措置率 50%		<p>【拡充】公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業) 充当率: 90% 交付税措置率: 50%</p> <p>※ただし、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額が対象</p> <p><対象> ・整備を行う複数施設の統合 ・整備を行わない複数施設の機能統合に伴う除却事業</p> <p><主な要件> ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの</p>	<p>【新規】特別交付税措置 措置率: 0.8 措置上限額: 集約等完了年度(*)を初年度として5年度間で合計5,000万円</p> <p><対象経費> 複数団体による公共施設の集約化等の円滑化のための経費 ・住民への広報・説明会の開催 ・集約元施設からの移転 ・利用者増を踏まえた備品の整備 ・集約後の施設までの住民の移動費用の支援 ・施設利用料が異なることに伴う激変緩和 等</p> <p>*新施設の供用が開始された年度(機能統合の場合は機能統合が決定した年度)</p>
国庫補助(1/2)	交付税措置率 50%						

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置(令和6年度～)

- 地方公共団体において、小規模市町村を中心として、専門性を有する人材の配置が困難な状況が見られることから、都道府県等が、市町村と連携協約を締結した上で、保健師、保育士、税務職員など、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、新たに特別交付税措置を創設。

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の概要

- 都道府県等が、市町村(政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く。)と連携協約(※1)を締結し、当該市町村が必要とする専門性を有する人材(※2)を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費(※3)について、特別交付税措置(措置率0.5)を講ずる。(財政力補正なし)



※1：地方自治法第252条の2第1項に規定する連携協約をいう。連携協約には基本方針や役割分担のほか、派遣される職員に求められる専門性を規定することが必要。（具体的な派遣される職員数、期間等については、必ずしも連携協約に規定する必要はないが、連携協約を踏まえ、派遣元団体と派遣先団体の間の協定・覚書等に明示的に記載。）

※2：保健師や保育士、税務（地方税の徴収等）や用地（道路建設に伴う買収等）など、様々な分野における専門性を有する人材が対象。なお、デジタル人材及び技術職員は、別途地方財政措置を講じている。

※3：任期の定めのない常勤職員（①主な所掌事務が市町村支援業務である職員、かつ、②対象人材（連携協約に規定された専門人材）の業務に従事する専門職員として採用されている者（又は準じた人事上の取扱いを受ける者））・任期付職員・非常勤職員の人件費が対象。

【対象経費等】

- (1) 連携協約に基づく専門人材の確保に要する募集経費
・ 専門人材を派遣する都道府県等への措置
　派遣する専門人材の職種に係る募集経費 × 0.5
　上限額:100万円/団体

- (2) 連携協約に基づき派遣する専門人材の人件費
・ 専門人材を派遣する都道府県等への措置
　人件費 × 0.5
　上限額:600万円程度/人
※市町村からの負担金がある場合は控除
※自治法派遣の場合は対象外

- ・ 専門人材を受け入れる市町村への措置
　負担金 × 0.5
　上限額:600万円程度/人
※自治法派遣の場合に対象
※連携協約に基づく派遣先ポストにつき、派遣初年度分のみ措置対象

広域連携の深化に向けて(取組事例集)

- 公共施設の集約化・専門人材の確保に係る先進事例をとりまとめた事例集を作成し、総務省HPで公開中。

**持続可能な地域を創る
広域連携の深化に向けて**

**公共施設の集約化・専門人材の確保
取組事例集**

QRコード

https://www.soumu.go.jp/main_content/001008042.pdf

目次①

第1章 はじめに	4
1.1 広域連携の必要性	
第2章 自治体間の連携の手法	6
2.1 多様な広域連携	6
2.2 事務の共同処理制度	
第3章 公共施設の集約化	8
3.1 公共施設の集約化の取組について	8
3.2 公共施設の集約化に関する取組事例	9
3.2.1 取組事例 ① <長崎県立・大村市立図書館の集約>	10
3.2.2 取組事例 ② <土岐市立総合病院・東濃厚生病院(瑞浪市)の集約>	17
3.2.3 取組事例 ③ <秋田県民会館・秋田市文化会館の集約>	23
3.2.4 取組事例 ④ <山形市・周辺市町の給食炊飯施設の集約>	28
第4章 専門人材の確保	37
4.1 専門人材の確保の取組について	37
4.2 専門人材の確保に関する取組事例	38
4.2.1 取組事例 ① <県が森林管理の専門人材を確保・育成し、市町村に派遣>	39
4.2.2 取組事例 ② <県と市町の職員を共通人材として配属・育成>	43
4.2.3 取組事例 ③ <事業者を活用した市町村へのデジタル人材派遣>	48
4.2.4 取組事例 ④ <連携中核都市の技術職員を連携市町へ派遣>	52

広域連携の深化に向けて(取組事例集)

第3章 公共施設の集約化

3.2 公共施設の集約化に関する取組事例

公共施設の集約化の取組について、4つの取組事例を紹介します。

取組の概要は以下のとおりです。取組におけるポイントの詳細は、後続の事例を参照ください。

自治体名・取組

3.2.1 取組事例 ① <長崎県立・大村市立図書館の集約>

関係
自治体 長崎県・大村市



長崎県立長崎図書館（長崎市）と大村市立図書館を統合し、県・市一体型の図書館を大村市に整備

3.2.2 取組事例 ② <土岐市立総合病院・東濃厚生病院（瑞浪市）の集約>

関係
自治体 土岐市・瑞浪市



土岐市立総合病院・瑞浪市の東濃厚生病院を集約し、組合立の医療センターを土岐市内に整備

3.2.3 取組事例 ③ <秋田県民会館・秋田市文化会館の集約>

関係
自治体 秋田県・秋田市



県民会館と市文化会館の機能を集約し、県・市立の文化施設を整備

3.2.4 取組事例 ④ <山形市・周辺市町の給食炊飯施設の集約>

関係
自治体 山形市・
連携市町



連携中枢都市構成市町により山形広域炊飯施設を整備

取組におけるポイント

- 県内図書館との連携や資料に関する業務は県が、来館者へのサービスは市が担うなど、役割分担を整理
- 旧県立長崎図書館跡地に整備した郷土資料センターにおいて、本の取り寄せや返却ができるサテライト機能を整備

- 両市による広報誌での周知や再編説明会の実施、市長と語る会のテーマとするなど、住民に対して丁寧に説明
- 既存病院を存置した場合の維持管理費の増加なども含め、他の解決策と比較・検討

- 県内文化団体への聞き取り調査・意見交換会や、有識者を交えた検討委員会の開催、パブコム等により、丁寧に調整や方針決定等を実施
- 県へ市職員を派遣し、課題認識等を共有

- 広域化により給食費の負担を軽減
- 建設後の米飯単価等を比較したうえで、合意形成を図った
- 連携事業としたことで、維持管理に要する経費について、特別交付税措置や、地域活性化事業債の活用が可能となり、財政負担を軽減

第4章 専門人材の確保

4.2 専門人材の確保に関する取組事例

専門人材の確保の取組について、4つの取組事例を紹介します。

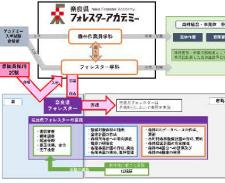
取組の概要は以下のとおりです。取組におけるポイントの詳細は、後続の事例を参照ください。

自治体名・取組

4.2.1 取組事例 ① <県が森林管理の専門人材を確保・育成し、市町村に派遣>

関係
自治体 奈良県・
県内市町村

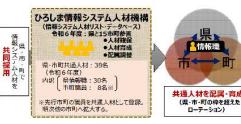
県が森林環境管理の専門人材を育成し、アカデミー卒業後に県内市町村に長期派遣



4.2.2 取組事例 ② <県と市町の職員を共通人材として配属・育成>

関係
自治体 広島県・
県内市町

県が採用した情報職や市町の既存職員を、県と市町の共通人材として登録し、県・市町の枠を超えて共通人材を育成



4.2.3 取組事例 ③ <事業者を活用した市町村へのデジタル人材派遣>

関係
自治体 大阪府・
府内市町村

事業者との契約により専門人材を確保し、事務負担を軽減



4.2.4 取組事例 ④ <連携中枢都市の技術職員を連携市町へ派遣>

関係
自治体 広島市・
連携市町

技術職員を広島市が確保し、連携市町に派遣



- 派遣前に、派遣候補者全員が配属される可能性がある市町村を訪問する勉強会を行い、地域・森林を見る機会を設ける
- 市町村の給与水準にばらつきがあるため、県基準で給与を支給
- 県職員が派遣先市町村を巡回訪問し、指導・フォロー

- 民間の募集サイトを活用して任期付職員を採用
- 求められる人材のジョブタイプ(10種類)を整理し、必要な人材について県と市町で共通理解を促進
- 配属後も月2回、配属職員による連携会議を開催し、県職員や共通人材間でノウハウを共有

- 市町村からの要望を踏まえ、府が7つの支援プランにパッケージ化し、当該仕様に対応できる事業者を選定
- 府職員も原則として事業者と市町村の打ち合わせに同行し、伴走支援を実施
- 中間報告、最終報告を通じて成果や好事例を共有

- 広島市が毎年度数人程度の技術職員を確保し、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」を活用することで、派遣を受ける市町における人件費の負担を不要とする
- 広島市が連携市町に対して希望事項等を調査した上で、職員を派遣

事務の共同処理状況ダッシュボード

事務の共同処理状況ダッシュボードについて

- 広域連携の議論に資するよう、令和5年度の「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」(共同処理状況調)をベースに、広域連携の状況を可視化するダッシュボードをデジタル庁と協力して構築中。

- ※ 二度手間を回避するため、令和7年度の共同処理状況調は実施していない。
 - ※ ダッシュボードの他の事例は、こちら。
<https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard>

＜ダッシュボードのイメージ＞



【これまでの経過】

2025年8月 デジタル庁と検討開始(コンセプトや必要性について議論)

2025年11月 ダッシュボードのモックをベースに、一部自治体にヒアリング調査

2025年11月～ ダッシュボードの構築／共同処理状況調のデータクレンジング

【今後の予定】

※アジャイルで開発しているため、予定を変更する場合もあります。その際は、別途アナウンスをいたしますのでご了承ください。

2026年4月上旬 ダッシュボードの画面遷移に係る説明動画を配信 → 意見募集

2026年5月中旬 ダッシュボード(操作可能)のURLを送付 → データチェック

2026年6月以降 ダッシュボードの公開

→ 今後の拡張やデータ更新方法(共同処理状況調の見直し)について、自治体の皆さんのお意見を聞きながら検討